



さくら通信7月号



2008年7月 No. 43



一点集中力



何かを成し遂げたいなら、自分の目指す「一点」にエネルギーを「集中」せよ。それ以外は勇気を持って「捨てよ」。

司法試験界の「カリスマ塾長」である伊藤真氏の「一点集中力(サンマーク出版)」の中での檄文です。長く人生を生きると色々なこと(仕事・家庭・健康・人間関係等)が絡み合っ解決方法が見つからないような気分を襲われることがあります。この本は、こうした閉塞感に打ち勝って、活力を取り戻すことに役立つような気がします。(竹内)



～ 最低賃金を見直しませんか ～

地域別最低賃金額(時間額)

単位(円)

北海道	654	青森	619	岩手	619	宮城	639
秋田	618	山形	620	福島	629	茨城	665
栃木	671	群馬	664	埼玉	702	千葉	706
東京	739	神奈川	736	新潟	657	富山	666
石川	662	福井	659	山梨	665	長野	669
岐阜	685	静岡	697	愛知	714	三重	689
滋賀	677	京都	700	大阪	731	兵庫	697
奈良	667	和歌山	662	鳥取	621	島根	621
岡山	658	広島	669	山口	657	徳島	625
香川	640	愛媛	623	高知	622	福岡	663
佐賀	619	長崎	619	熊本	620	大分	620
宮崎	619	鹿児島	619	沖縄	618		

【日給を最低賃金と比較する方法】

賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較します。例えば、徳島県の会社に勤めるAさんは、日給4500円、1日の所定労働時間7時間30分で働いているとします。これが徳島県の最低賃金額625円を上回っているかどうかを確認するには「日給額÷1日の所定労働時間数」を計算し、それと625円を比較します。

例をこの式に当てはめると、「4500円÷7.5時間＝600円」となり、徳島県の最低賃金額625円を下回っていることとなります。(石田)

裏面も御覧下さい

所得変動に伴う住民税の還付について

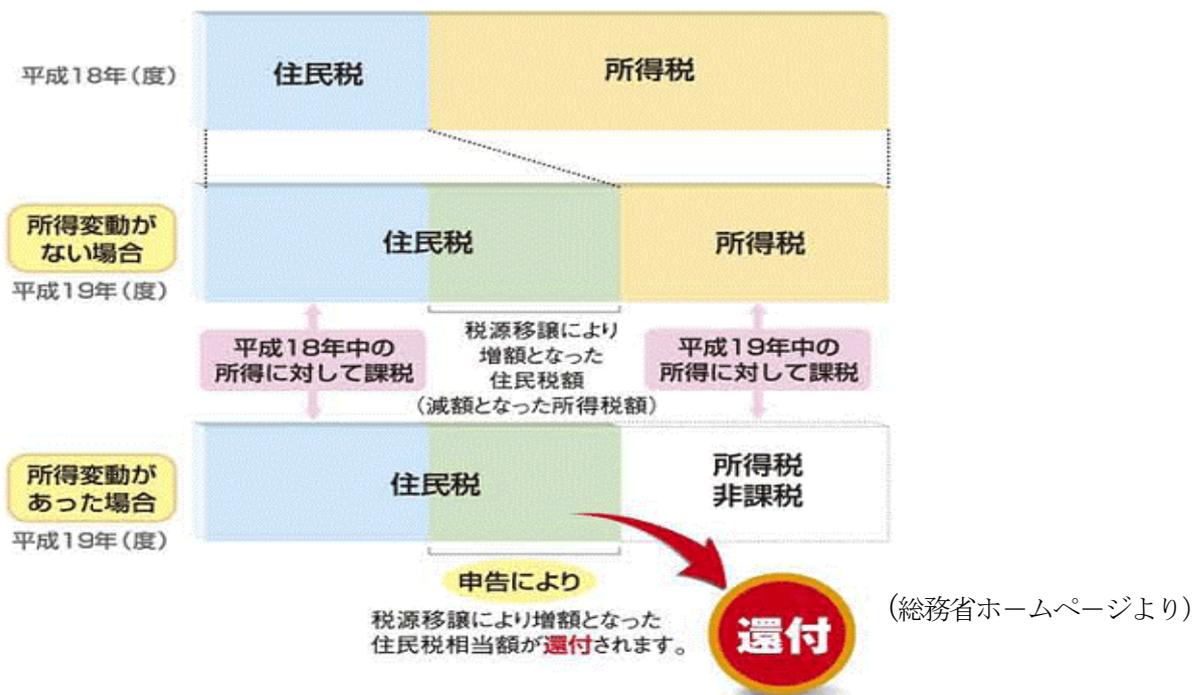


税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、**市区町村への申告により**、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

- [対象者] 平成18年分所得税が課税されていた人で、平成19年分所得税が課税されなかった方
(ただし、一部例外があります)
- [申告期間] **7月1日～31日**
- [申告方法] 「減額申請書」を市町村へ提出

☆還付となる可能性がある方には、6月中に減額申告書が送られるようです(徳島市の場合)。詳細は、お住まいの市町村の税務担当課までお問い合わせください。

(大寺)



源泉所得税の納付期限は7月10日!!

源泉所得税の納期の特例を受けている事業所は、平成20年1月1日から6月30日までに支給した給与・弁護士等に支払った報酬について源泉徴収した所得税を、**7月10日(木)**までに納める事となっていますので、ご注意ください。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181